

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>食品衛生法第十一条第三項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質は、次に掲げる物質とする。</p> <p>一〇五十三 (略)</p> <p>五十四 ヒドロキシプロピル化リン酸架橋デンプン</p> <p>五五〇七十一 (略)</p>	<p>食品衛生法第十一条第三項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質は、次に掲げる物質とする。</p> <p>一〇五十三 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>五十四〇七十 (略)</p>